

台風時の保育実施について

台風時における保育園の開園と臨時休園について、「暴風警報の発令と解除」を基準に保育 の実施と臨時休園を判断します。

■ 保育実施の考え方

臨時休園の判断基準

暴風警報が発令されたとき

開園の判断基準

暴風警報が解除されたとき

1 台風が近づき、本島中南部に暴風警報が発令されたとき

午前7時前に発令されたとき



臨時休園になります

保育中に発令されたとき



保護者の方は速やかに園児のお迎えをお願いいたします。

2 台風が離れ、本島中南部の暴風警報が解除されたとき

